特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和8年9月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	「予防接種法」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「番号法」の規定に則り、 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施及び接種記録の管理 ③定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことによる健康被害救済に係る事務 ④予防接種実費徴収に係る事務 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券への登録を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム（VRS）

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の第14、126項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第25、27～29、153項 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第25、26、153、154項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子育て課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0110

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制御手順については、システム部門による許可制を採っており、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様の対策を採っており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	Ⅱ－1．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年5月17日	Ⅱ－2．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年5月17日	Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、	「予防接種法」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「番号法」の規定に則り、	事後	
令和3年5月17日	Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シス	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム	事後	
令和3年5月17日	Ⅰ－３．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項 並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項	事後	
令和3年5月17日	Ⅰ－4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の17、18、19	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、	事後	
令和4年4月1日	評価実施期間における担当部署①部署、②所属長の役	子育て支援課 子育て支援課長	健康子育て課 健康子育て課長	事後	
令和4年4月2日	８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て支援課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0111（代表）	健康子育て課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話：0494-25-0110	事後	
令和4年8月15日	②事務の概要	「予防接種法」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「番号法」の規定に則り、	「予防接種法」「新型インフルエンザ等対策特別措置法」「番号法」の規定に則り、	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年2月1日	3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項	番号法第9条第1項 別表の第14、126項	事後	
令和7年2月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令	【情報照会の根拠】 番号法第19条7号、別表第二の16の2、17、	（主務省令第2条の表における情報照会の根拠）	事後	
令和7年2月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和6年4月1日　時点	令和7年2月1日　時点	事後	
令和7年2月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和6年4月1日　時点	令和7年2月1日　時点	事後	